

広島県告示第千九百九十二号

広島県伝統的工芸品指定要綱第四条第二項に規定する指定事項に変更があった場合の取扱いに関する規程（平成三年八月十二日施行）第二条の規定によって、平成三年広島県告示第五百三十一号（伝統的工芸品の指定）の一部を次のように変更する。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

新		旧	
戸河内挽物	矢野かもじ	戸河内挽物	矢野かもじ
山県郡北広島町奥中原五二番地九	山県郡安芸太田町戸河内八七七番地七	山県郡戸河内町八七七番地の七	広島市安芸区矢野東五丁目一番一五号 広島市安芸区矢野西五丁目三番一五号
新 宅 智 也	増 谷 芳 五 郎	増 谷 芳 五 郎	株式会社 クスノキ 株式会社 扇 屋
	株式会社 クスノキ		